

最低賃金法第25条5項の規定に基づく関係労使の意見提出状況

	提出年月日 (受理年月日)	労使の別	名称	代表者
1	R7.7.29	使用者 (団体)	商業組合静岡県タクシー協会	理事長 松永 勝裕
2	R7.8.4	労働者 (団体)	郵政産業労働者ユニオン静岡県協議会	議長 鈴木 尚朋
3	R7.8.7	使用者	有限会社マックス	不詳
4	R7.8.8	労働者 (団体)	静岡県労働組合評議会	議長 菊池 仁
5	R7.8.8	労働者 (団体)	静岡自治体労働組合総連合	執行委員長 菊池 仁
6	R7.8.8	労働者 (団体)	ユーコープ労働組合	中央執行委員長 積 哲也
7	R7.8.8	労働者 (団体)	全国自動車交通労働組合総連合静岡地方連 合会	執行委員長 松下 靖史
8	R7.8.8	労働者 (団体)	金融産業労働組合東海支部静岡ブロック	代表 松井 美智子
9	R7.8.8	労働者 (団体)	J M I T U通信産業本部静岡支部	執行委員長 榊原 雅樹
10	R7.8.8	労働者 (団体)	ローカルユニオン静岡	執行委員長 河合 利夫
11	R7.8.8	労働者 (団体)	国鉄労働組合静岡地方本部	執行委員長 若原 淳一
12	R7.8.8	労働者 (団体)	国鉄労働組合静岡地方本部静岡浜松分会	執行委員長 柴田 研悦
13	R7.8.8	労働者 (団体)	全日本年金者組合静岡支部	支部長 石川 哲矢
14	R7.8.8	労働者 (団体)	年金者組合島田支部	支部長 伊藤 浩司
15	R7.8.8	労働者 (団体)	静岡地区労働組合連合会	議長 松川 功
16	R7.8.8	労働者 (団体)	静岡県西部地区労働組合連合	議長 堀内 慶一
17	R7.8.8	労働者 (団体)	藤枝地区労働組合センター	議長 橋本 純
18	R7.8.8	労働者 (団体)	静岡県労働組合評議会・パート臨時労組連 絡会	代表幹事 菊池 仁
19	R7.8.8	労働者 (団体)	新日本婦人の会静岡県本部	会長 田中嶋 直子
20	R7.8.8	労働者 (団体)	静岡県生活と健康を守る会連合会	松内 是卓

令和7年7月29日

静岡労働局

局長 国分一行様

静岡地方最低賃金審議会

会長 畑 隆 様

商業組合静岡県タクシー協会

理事長 松永勝裕

静岡県最低賃金額改定の金額審議について（要望）

平素はタクシー事業の適正運営と乗務員の労働条件の改善にご配意を賜り厚く御礼申し上げます。

タクシー事業においては、令和2年2月以降のコロナ禍、そして令和3年秋頃からの急激な燃料価格の高騰などにより、事業継続のためやむなく借り入れた融資金の返済や、猶予措置を受けていた社会保険料の納付などが、今なお経営に重くのしかかっております。

地方創世の一担い手であり、地域住民の移動を支える地域公共交通機関のタクシー事業におきましても、徐々に回復基調にあるとはいえ、今なお大変厳しい経営状況にあります。

全国の法人タクシー事業者は、車両数30両以下が約85%、従業員数300人以下の企業が約99%となっており、事業者のほとんどが中小零細企業です。

中小零細企業が賃上げの原資を確保するためには、労務費の増加分についての価格転嫁に取り組むことが重要となります。しかしながら、タクシー事業の主たる収入である運賃は国による認可制であり、自助努力のみによって価格転嫁を行うことは非常に困難です。

中小零細企業にとって、コロナ禍、燃料費の高騰、円安による物価高などの影響は極めて甚大であって、今後も厳しい経営が続きます。

物価上昇下における賃金の引上げの必要性については理解しておりますが、急激な引上げによる人件費の増加は、運賃収入が経常収入の大半である中小零細のタクシー事業者にとって経営環境に与える影響が大きすぎます。



タクシー事業者は、限られた財源の中で、労働者の労働条件向上の観点から、最大限の努力を尽くして賃金の支払を行っているところです。

貴台におかれましては、最低賃金法第9条第2項に定める、「地域別最低賃金は、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定める」という基本原則に基づいて、慎重のうえにも慎重なる御審議賜りますよう要望いたします。

何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

2025年8月1日

静岡地方最低賃金審議会 御中

郵政産業労働者ユニオン静岡県協議会

議長 鈴木尚朋

(住所・連絡先) 〒430-8799 静岡県浜松市中央区旭町8-1

浜松郵便局私書箱33号

静岡県最低賃金の改定決定に係る意見書

「郵政非正規労働者の時給は地域最賃連動です。地域最賃の地域間格差を縮小するためにも、一刻も早く、静岡県最低賃金を1,500円に引き上げること」

記

以下、理由を述べます。

- 1 今春闘の平均の賃上げ率は定期昇給分とベースアップ相当分をあわせて5.25%と、去年を0.15ポイント上回り2年連続で5%を超える水準となりました。

しかし、物価上昇に賃金の伸びが追いつかず、実質賃金は5月時点で前年同月比で2.9%減り、5ヶ月連続のマイナスです。

- 2 郵政では非正規雇用で働く時給制契約社員の時給は地域別最賃に連動して決まり、会社は頑として「最賃プラス20円」の域を出ようとしません。

郵便局で働く非正規雇用の労働者はこの猛暑の中、電気代を心配し、光熱費を節約しています。食事もカップラーメンひとつも価格を見ながら購入しています。1日の仕事が終わって、明日の仕事に備えるために十分な栄養と睡眠がはたしてとれているのか、本当に心配になります。最低賃金は彼ら、彼女らの生きていく権利の問題、まさに生存権の問題です。

また、時給制契約社員の時給は地域別最賃貼付きであることから、全国の郵便局で同じ仕事をしていても、地域別最賃の地域間格差はそのまま時給に反映します。全国各地の生計費がほぼ変わらない中で、時給の地域間格差はくらしの「格差」となってあらわれます。組合の交流会の中で出された地方の郵便局に働く非正規雇用の組合員の声は本当に切実なものがあります。法改正によって、地域別最低賃金を見直し、地域間格差を解消することは急務の課題です。



3 政府が掲げた「2020 年代に全国平均で 1500 円」にむけたスタート年です。実現するには今後 2029 年度までの 5 回の改定で、少なくとも 445 円、平均すると毎回 90 円近くの引き上げが必要となります。率で見た場合は、毎年 7%程度の引き上げが必要となる計算です。静岡は現在 1034 円ですから、5年間で少なくとも毎年 94 円の引き上げが必要になります。

4 厚生労働省の鰐淵副大臣は、7 月 11 日の中央審議会で「ことしの春闘の賃上げ率は高い水準となっていて、この流れを非正規労働者や中小企業にも波及させていくには、最低賃金による底上げも大変重要だ」と述べています。

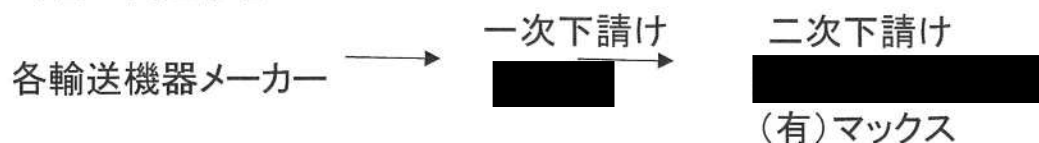
石破首相は、既に5月22日に開催された政労使の意見交換で、最低賃金1500円目標の実現に向け、「政府の補助金における重点的な支援、交付金等を活用した都道府県による地域の実情に応じた賃上げ支援の十分な後押し」を表明しています。首相は「国の審議会が示す目安を超える額の引き上げを行う都道府県に対し、特別措置として、国の補助金などで支援する」方針を出したわけです。

中小企業への支援は、政府目標の「2020 年代に全国平均で 1500 円」必達の肝です。貴審議会としても、昨年の要請内容を超える水準の財政措置を政府に求めています。

以上

0当社の最低賃金に関する状況

当社の受注形態



[]の対応

電気代、燃料代、人件費、上昇分、まったく応じてもらえない。
人件費、即ち 工賃 に至っては十五年から二十年前のままである。
価格転嫁、については担当者が社長には言い難く、わが身の保身のみ。

よって我々は休業、又は廃業の危機にさらされている。

(有)マックス 山田孝行



2025 年 8 月 8 日

静岡労働局長 國分 一行様
静岡地方最低賃金審議会 会長 畑 隆様

静岡県労働組合
議長 菊

2025 年度静岡地方最低賃金審議にむけた意見書

今年度の静岡地方最低賃金についてご審議いただく委員の皆様にご心より敬意を表します。私たちは、静岡県下で働く労働者のローカルセンターの静岡県労働組合評議会です。今年度の静岡地方最低賃金額の改定にむけ、意見をのべさせていただきます。

憲法 25 条は、生存権を定めています。また、最低賃金法は、その目的で、賃金の最低額を保障し労働者の生活の安定、労働力の質的向上の確保等を定めています。

昨年、静岡県の最低賃金は 50 円上がり 1,034 円となりましたが、全国加重平均 1,055 円より低く、月額 160,270 円（7.75 時間×20 日）、年収 1,923,240 円であり、年収 200 万円以下のワーキングプア状態です。

厚生労働省が 7 月 7 日発表した 5 月の毎月勤労統計調査によると、物価変動を考慮した一人当たりの実質賃金は前年同月比 2.9%減少し、5 か月連続のマイナスとなりました。「賃金があがる国」への転換にむけ、物価高騰を上回り、生活改善が実感できるよう、最低賃金を大幅に引き上げることが喫緊の課題となっています。静岡県評が今年実施した「最低生計費試算調査」のアップデートによると、25 歳単身で月額 28 万円（税込み）・時間額 1,900 円以上（月 150 時間換算）必要との結果が出ており、1,500 円では足りない状況が示されています。いまず静岡県の最低賃金を 1,500 円以上にさらに 2,000 円をめざした引き上げを強く求めます。

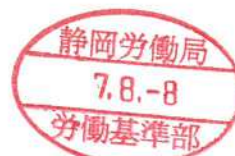
昨年の最低賃金改定では、27 県が中央最低賃金審議会目安額を上回る結果を出し、最高額と最低額の格差が一気に 8 円縮まるなど、地域間格差の是正に対する地方の強いメッセージが示されました。最低賃金の地方間格差が労働人口の都市部集中、地域の過疎・高齢化、地域経済の疲弊、さらに、日本の低賃金の温床にもなっています。最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度を実現することを強く求めます。

また、静岡地方最低賃金審議会においては、最低賃金審議会および専門部会の審議で、意見陳述を実施し、より広範な労働者の意見を聴取し、審議に反映させること。審議会をすべて公開とすること。また、審議会答申には、結論のみで根拠・理由等が記載されておらず、最賃法 9 条のいわゆる 3 要素を考慮して決められたのかもわからない。労働局長は審議会に審議経過とともに答申の額の根拠・理由の記載を求めること。そもそも中央最低賃金審議会運営規程では「会議は原則公開」とされており、静岡においても審議の経過とともに答申の根拠・理由を記載することを強く求めます。

石破首相は、最低賃金について「2020 年代に全国平均時給 1500 円」を政府目標に示しました。目標実現のためには政府による中小企業支援強化が欠かせません。政府として最低賃金（賃金）の上げをかけるならば、中小企業・小規模事業者に対し、社会保険料（事業主負担）減免や賃金引き上げ分の直接補助を実施する事を国に求めることを強く求めます。

「8 時間働いたらまともに暮らせる賃金」を早期に実現し、誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざし、地域経済の発展・活性化のために積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくようお願いいたします。

以 上



2025 年 8 月 5 日

静岡労働局長 國分 一行様
静岡地方最低賃金審議会 会長 畑 隆様

静岡自治体労働組合総連合
執行委員長 菊池 仁

2025 年度静岡地方最低賃金審議にむけた意見書

2025 年度の静岡地方最低賃金についてご審議いただく委員の皆様にご心より敬意を表します。私たち静岡自治体労働組合総連合は、静岡県内の自治体・公務公共関係労働組合の職員で組織する労働組合です。今年度の静岡地方最低賃金額の改定に向けて意見を述べます。

憲法 25 条は、生存権を定めています。また、最低賃金法は、その目的で、賃金の最低額を保障し労働者の生活の安定、労働力の質的向上の確保等を定めています。

昨年、静岡県の最低賃金は 50 円上がり 1,034 円となりましたが、全国加重平均 1,055 円より低く、月額 160,270 円（7.75 時間×20 日）、年収 1,923,240 円であり、年収 200 万円以下のワーキングプア状態です。

厚生労働省が 7 月 7 日発表した 5 月の毎月勤労統計調査によると、物価変動を考慮した一人当たりの実質賃金は前年同月比 2.9%減少し、5 か月連続のマイナスとなりました。「賃金があがる国」への転換にむけ、物価高騰を上回り、生活改善が実感できるよう、最低賃金を大幅に引き上げることが喫緊の課題となっています。静岡県評が今年実施した「最低生計費試算調査」のアップデートによると、25 歳単身で月額 28 万円（税込み）・時間額 1,900 円以上（月 150 時間換算）必要との結果が出ており、1,500 円では足りない状況が示されています。いますぐ静岡県の最低賃金を 1,500 円以上にさらに 2,000 円をめざした引き上げを強く求めます。

生活が苦しくなっている実態は公務労働者も同様です。この間の公務員総人件費削減政策の下で公務職場における正規職員は大幅に削減され、その多くが非正規職員に置き換えられてきました。最低賃金は公務員賃金に影響を与えますが、とりわけ、非正規職員の賃金には大きな影響を及ぼします。

昨年の最低賃金改定では、27 県が中央最低賃金審議会目安額を上回る結果を出し、最高額と最低額の格差が一気に 8 円縮まるなど、地域間格差の是正に対する地方の強いメッセージが示されました。最低賃金の地方間格差が労働人口の都市部集中、地域の過疎・高齢化、地域経済の疲弊、さらに、日本の低賃金の温床にもなっています。最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度を実現することを強く求めます。

また、静岡地方最低賃金審議会においては、最低賃金審議会および専門部会の審議において、意見陳述を実施し、より広範な労働者の意見を聴取し、審議に反映させること。審議会をすべて公開とすることを求めます。また、そもそも中央最低賃金審議会運営規程では「会議は原則公開」とされており、民主的な審議会運営を行ううえでは、審議の経過とともに答申の根拠・理由を記載することは当然であると考えます。労働局長は審議会に審議経過とともに答申の額の根拠・理由の記載を求めることを求めます。

最低賃金の水準については、石破首相も「2020 年代に全国平均時給 1500 円」と政府目標に示しています。目標実現のためには政府による中小企業支援強化が欠かせません。政府として最低賃金（賃金）の引き上げを掲げるならば、中小企業・小規模事業者に対し、社会保険料（事業主負担）減免や賃金引き上げを直接的に補助することが不可欠です。地方最賃審議会として国に最低賃金引き上げのための中小企業支援を行うことを強く求めます。

「労働者が 8 時間働けばともに暮らせる賃金」を早期に実現し、誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざし、地域経済の発展・活性化のために、積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくよう要請いたします。

以 上



2025 年 8 月 8 日

静岡労働局長 國分 一行 様

静岡地方最低賃金審議会 会長 畑 隆 様

ユーコープ労働組合

中央執行委員長 積 哲也

2025 年度静岡地方最低賃金審議にむけた意見書

静岡、神奈川、山梨の 3 県で事業展開する生活協同組合ユーコープは、従業員の約 7 割がパートやアルバイトなどの非正規労働者です。この間の異常な物価高騰が続く中で、春闘での賃上げの成果が得られ難い非正規労働者にとって、実質賃金の低下と生活苦は深刻です。

生活協同組合ユーコープのパート職員の基本時給は静岡、神奈川、山梨の 3 県で異なります。基本時給が異なる要因として、県ごとに最低賃金が決められ、その金額が異なることが大きく影響しています。このような状況のなかで「同じ組織内で同じ仕事内容であるのにも関わらず、働いている県が違うことで最大 114 円の基本時給の格差」が生じています。

また、全国では最低賃金が最高額の東京 1,163 円と最低額の秋田 951 円の地域間格差は 212 円です。格差を生み出す根本的要因は、都道府県ごとに最低賃金が決められる最低賃金法にありますが、現行法の最低賃金決定の 3 要素である「その地域の労働者の①生計費、②賃金、③事業の支払い能力」のうち、「地域の労働者の生計費」については議論が尽くされず、「事業の支払い能力」に重きが置かれていることも大きな問題です。

労働基準法は第 1 条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第 9 条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にするとしています。

静岡地方最低賃金審議会におかれましては、8 時間働けば普通の生活ができる労働者の生計費やあるべき最低賃金の水準について、独自性を持った調査研究を行い議論してください。

最後に、最低賃金の大幅引き上げには中小企業への支援が欠かせません。価格転嫁、公正取引、社会保険料、税金に対してより具体的な支援を行うことで、社会全体の賃上げに中小企業が取り残されることのないよう国に対してより具体的な策を講じるよう要望してください。物価上昇を上回る最低賃金の大幅引上げ、今すぐ 1,500 円以上の実現によって、どんな働き方であってもまともな生活が保障されることを強く要望します。

以上



2025 年 8 月 8 日

静岡労働局長 國分 一行 様

静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

全国自動車交通労働
静岡地方連合会
（全連静岡地連）
会長 松下 靖史

2025年度静岡地方最低賃金審議に向けた意見書

静岡地方最低賃金審議会の委員におかれましては、日頃より、労働者の労働諸条件改善についてご尽力いただいていることに敬意を表します。

私たちは、静岡県内でタクシー労働者を組織している労働組合です。最低賃金の改定で大きな影響を受けることになるタクシー労働者の立場から、今年の最低賃金改定について、今すぐ 1,500 円以上となるような大幅な引き上げ、隣県との格差の是正、そして全国一律化を求めて意見を述べます。

1. 最低賃金に抵触する低賃金で働くタクシー労働者

厚生労働省の『賃金構造基本統計調査』によると、2024 年の静岡県のタクシー労働者の平均年収は 359 万円で、産業計男性労働者の 569 万円より 210 万円も低くなっています。格差は前年度より縮まりましたが、特に都市郊外や郡部地域におけるタクシー労働者は最低賃金ぎりぎりの状況となっていて、事業者によっては最低賃金法違反に抵触するケースが相変わらず発生している事態となっています。

こうした実態ですから、最低賃金が引き上げられることは、多くのタクシー労働者にとって直接の賃金アップにつながるたいへん重要で切実な問題です。特に昨今の異様な物価高騰によって生活が困窮状態となっている現在、異常ともいえるタクシー労働者の低賃金状態を改善するために最低賃金を大幅に引き上げ、隣県の神奈川・愛知との格差を縮めることがつよく求められます。

2. 最低賃金の引き上げはタクシー経営の障害とはならない

(1) 低すぎる最低賃金こそが経営努力を怠らせ、健全な事業発展を阻害する

毎年の最低賃金改定の審議にあたって、タクシーの経営者団体は、厳しい経営環境のなかで企業の支払い能力を考慮して、引き上げは慎重にしてほしい旨の意見を



提出しています。しかし、最低賃金を低く留めおくことは、むしろタクシー事業の健全な発展、将来展望を失わせることにつながります。

タクシーの経営環境が悪化したのは、2002年に実施されたタクシー事業の規制緩和が大きな要因です。需給調整規制を廃止し、運賃規制を緩和したために、タクシー台数が急増し、低運賃競争が発生しました。しかし、需要は拡大せず、激しい過当競争状態となりました。これは総営業収入が減っているのに車両だけが増えて、1台当たりの営業収入が急減したからです。

タクシー労働者の賃金はほぼすべてが歩合給であるために、営業収入が減れば、賃金も自動的に減少します。もし固定給であったならば、簡単に賃下げはできないので、人件費率が上昇して会社の収益を圧迫するところですが、歩合給であるがゆえに、営業収入の低下に合わせて人件費も低下し、一定の収益が維持できるということになりました。このためタクシーにおいては、企業の営業収入が悪化したときに通常の企業経営者ならば当然にとるであろう経営努力である生産調整が行われず、逆に増車競争が進行するということになりました。

この過当競争の最後の歯止めとなったのが最低賃金です。営業収入が低下して、そこから計算される歩合給賃金が最低賃金に抵触するようになったとき、法律を守る意思があるならば、それ以上賃金を下げることはできません。

そうなったときにはじめて、経営者からも規制緩和見直しの声が起こり、タクシーにおける規制緩和は「市場の失敗」を招いたとして、2009年にタクシー適正化・活性化特措法が制定されて、規制緩和を見直し、車両数の協調的減車、運賃規制の厳格化が行われました。減車によって1台当たりの生産性の向上をはかったのです。このことは、多くのタクシー経営者は、賃金が最低賃金に抵触するようになるまでは、歩合給の特性に依拠して、必要な経営努力をせず、生産性向上に本気でとりくまなかったということを示しています。

最低賃金が低すぎることは、このような生産性向上という当然の経営努力を経営者に怠らせることになります。逆に、最低賃金を引き上げることは、その最低賃金を支払うために、生産性向上のための企業努力を経営者に促すことになります。それは、実際にタクシーの減車が実現したように、実行可能な努力です。そのような当然の経営努力をせずに、支払い能力がないので最低賃金を上げるのは困るという主張は身勝手であり、認めることはできません。

(2) 非常事態だからこそ最低賃金を引き上げて生活が維持できるように

2020年に発生した新型コロナウイルスの感染拡大は、県内でもタクシー事業は甚大な影響を受けて労働者の賃金は激減し、2021年の年収は2019年から180万円も減りました。これだけの賃金低下になると最低賃金に抵触する労働者が続発します。労働者からの請求がないのをいいことに最低賃金法違反を続けている経営者も一部

にいますが、多くの経営者は、多数の労働者に最低賃金の補填をしなければならず、それでは経営が維持できないので、計画休業をして需給調整を行い、国からの雇用調整助成金を受給してなんとか事業を継続、雇用を維持している状況でした。

このような非常事態が今後も起こるかもしれない、だから最低賃金を引き上げるのは困ると経営者団体は主張します。しかし、それでは労働者は生活できず、事業の維持さえ困難になります。現在の最低賃金の水準では、労働者は最低賃金が支払われても生活を維持することができず、2020 年以降、タクシー運転者の離職が県内でも急速にすすみました。

最低賃金を大幅に引き上げて最低賃金で生活が維持できるようにしなければ、タクシーを運転する労働者がいなくなり、事業が維持できなくなってしまう。

(3) 適切な国の助成の必要性

実際に最低賃金を引き上げた場合、現在、最低賃金近辺の賃金で労働者を雇用している経営者は、負担が増えて経営上の影響が出ることは明らかですから、ここに対しては何らかの手立てが必要です。最低賃金の引き上げは、中小・零細企業に対する国の助成の充実とセットで行うこととし、経営者の負担を軽減すべきです。コロナ危機で疲弊したタクシー事業への特別の手当も含めて、今年度は特段の対応が必要です。

最低賃金の引き上げによって、実際に労働者の賃金を引き上げた使用者に対しては、新たに増加した費用を補填する補助金や社会保険料の使用者負担分の軽減など十分な助成策を講じて、最低賃金引き上げの負担を軽減し、経営と雇用の維持をはかれるようにするべきです。

3. 最低賃金の大幅引き上げで地域経済の再生を

低すぎる最低賃金は、タクシーに象徴的にみられるように、安い人件費で経営が維持できてしまうため、経営者の生産性向上に対する意欲を低下させ、労働者の最低限の生活の維持を危うくしています。

大幅な最低賃金の引き上げと隣県との格差の是正によって、疲弊する地域経済の再生がはかられます。また労働者の賃金の上昇が、生産性の向上を促し消費も拡大します。

そして静岡県内はもとより、日本経済全体が成長するという好循環が実現するように、静岡県最低賃金審議会においては、積極的な最低賃金引き上げの審議が行われるように、つよく求めるものです。

以 上

2025年8月5日

静岡労働局長 國分 一行 様
静岡地方最低賃金審議会 会長 畑 隆 様

金融産業労働組合 東海支部 静岡ブロック
代表 松井 美智子

2025 年度静岡地方最低賃金審議にむけた意見書

今年度の静岡地方最低賃金についてご審議いただく委員の皆様にご心より敬意を表します。金融産業労働組合は、銀行等金融機関で働く労働者の組合です。金融の職場はパートなど多様な非正規雇用労働者に支えられています。窓口をはじめとする基幹である銀行業務のほとんどが非正規労働者です。今年度の静岡地方最低賃金額の改定にむけ、意見をのべさせていただきます。

異常な物価高騰がおさまる気配がありません。時間給で働く非正規労働者にとって生活を維持していくことが非常に困難になっています。金融機関では4割近くを占める非正規労働者はIT化の加速により仕事内容もより複雑に、正確な業務習得は素より、求められる責任も正行員と何ら変わらず重くなっています。しかし、正社員とは処遇面で特に賃金には大きな格差があります。労働組合は春闘で物価高騰を補える賃上げを要求してきました。静岡銀行では正行員へは昨年に続き平均14,000円程度の引上げがありました。しかし、時給労働者への時給200円以上の引上げ要求に対しては50円の引上げに留まり、ボーナスも退職金もないことを考えると納得がいかない回答でした。福利厚生面では正行員との格差是正がされてきていますが、今の物価高騰を考えれば賃金引上げが最大の要求です。

同じ静岡銀行でも、最低賃金が高い東京都、神奈川県等の支店での採用は勤務地加算が上乘せされ各地の最低賃金に抵触することを免れています。同じ企業で同じ内部事務で同じ時間、働いても一日2,000円以上、1ヶ月では30,000円近く差が出てしまいます。勤務地が違うというだけで賃金に差があるのは労働者としては納得ができません。静岡県評が実施している「最低生計費資産調査」でも都市と地方での生計費には大きな差がないことが出ています。生活に必要な賃金を地域手当で調整するような矛盾を解消するためにも全国一律最低賃金制は必要です。最低賃金法を改正し制度実現を強く求めます。

最低賃金の引上げは時給で働く労働者だけでなく、すべての労働者の賃金の底上げになることから、静岡地方最低賃金審議会での審議は公開されることが基本であると考えます。

最賃審議会委員のみなさまには以上のような趣旨から、賃金を上げることにより県内の賃金水準を上げ、地域経済の発展・活性化のために積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくようお願いいたします。



2025 年 8 月 8 日

静岡労働局長 國分 一行様
静岡地方最低賃金審議会 会長 畑 隆様

J M I T U通信産業本部静岡支部
執行委員長 榊原 雅樹

2025 年度静岡地方最低賃金審議にむけた意見書

今年度の静岡地方最低賃金についてご審議いただく委員の皆様にご心より敬意を表します。私たちは、静岡県下で働く通信産業労働者で組織された J M I T U通信産業本部静岡支部です。今年度の静岡地方最低賃金額の改定にむけ、意見をのべさせていただきます。

最低賃金制度は、労働者の生活を支える最低限のセーフティネットとして極めて重要な役割を果たしています。とりわけ現在、物価上昇や社会保険料の増加、非正規雇用の増大などにより、働く人々の生活は厳しさを増しています。そうした状況を踏まえ、以下の意見を申し述べます。

① 中央最低賃金審議会の目安額に縛られず、労働者の生活安定を図るために、最低賃金を 1,500 円以上に引き上げること

現在の最低賃金額では、フルタイムで働いても生活保護基準を下回るケースが見られ、ワーキングプアの問題が深刻化しています。労働者が健康で文化的な生活を営むためには、地域の実情を踏まえた独自の判断が必要です。中央審議会の目安額はあくまで「参考」であり、それに拘泥することなく、静岡県内の生活実態に基づいて最低賃金を 1,500 円以上へと速やかに引き上げることが強く求めます。

② 審議会の公開

最低賃金は県民全体に関わる重大な社会制度であり、その決定過程の透明性は不可欠です。審議会の議論を広く公開し、傍聴の機会を設けるなど、県民がその過程にアクセスできるようにしてください。審議内容を公開することで、労使双方の主張や議論の論点が明らかになり、公平性・公正性が担保されることとなります。

③ 答申に対し、審議の経過とともに答申の根拠・理由を明確に記載すること

最低賃金の答申は、単なる「金額の提示」にとどまるべきではありません。その根拠となるデータや議論の内容、決定に至った理由を明記することにより、審議の正当性・説明責任が果たされます。これにより、県民や関係者の理解と納得を得ることができ、制度への信頼も高まるものと考えます。

④ 社会保険料の減免など、最低賃金引き上げに欠かせない中小企業支援策の抜本的拡充を国に求めること

最低賃金の引き上げにあたっては、特に中小・零細企業への負担を軽減するための支援が不可欠です。事業者が安心して賃上げに取り組めるよう、社会保険料の減免、助成金の拡充、税制優遇措置の強化などの抜本的な支援策を国に対して積極的に要望し、地域経済全体で賃上げを支える体制を構築することを求めます。

以上の観点から、静岡県の最低賃金が、すべての労働者の尊厳と生活の安定を保障する水準へと引き上げられるよう、強く要望いたします。

以 上



2025 年 8 月 8 日
ローカルユニオン静岡
執行委員長 河合利

静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

令和 7 年度静岡地方最低賃金審議会開催にあたって意見書

貴審議会の最低賃金審議に敬意を表します。

昨年、静岡県の最低賃金は中央最低賃金審議会の目安どおり 50 円引きあがり、時間額 1,034 円になりました。この引き上げ額は今までになく大きく、ようやく時間額 1,000 円を超えました。しかし物価高騰は、賃金の引き上げをはるかに上回り、留まるところを知らず、この引き上げでは到底追い付かない状況となり、労働者の生活は困難を極めています。

この状況を鑑みるに、今年の最低賃金審議においてはまず、生活できる賃金を確保することを求めます。最賃決定要綱にひとつ「生計費」については、「標準生計費」ではなく「最低生計費」を用いることを求めます。静岡県においては過去 2 回最低生計費試算調査を実施し、時間額 1,500 円を超えることが証明されております。その後の物価高騰を考慮し、試算し直したところ時間額 1,900 円が必要であることがわかりました。政府も財界も経済の回復には最低賃金の大幅引き上げは必要であることを表明しています。静岡県におきましても、労働力の確保、地場産業の承継のためにも、賃金を引き上げ、事業を回していくことが必要であると考えます。

昨今の雇用状況は人手不足が顕著であり、労働力確保のために全体の賃金相場は引きあがっています。しかし、静岡県は近隣の神奈川県・愛知県に比べ最低賃金が大幅に低く、賃金全体も引きあがりません。結果、県境では県境を越えて就労するという状況が発生しております。これは、この 10 年改善されていない他県への労働人口の流出の原因です。静岡県の労働力確保のためにも、賃金の大幅引き上げは喫緊の課題です。賃金相場に大きな影響力を持つ最低賃金の大幅引き上げも「待ったなし」です。今年の春闘は今までにない賃上げを引き出したと言われますが、大企業での成果は、事業者の 90%以上、労働者の 70%以上を占める中小企業には及んでいないのが現実です。賃金相場を大きく引き上げるためにも賃金の基準となる最低賃金の大幅引き上げを求めます。

最低賃金引き上げの 3 要素のひとつである事業者の支払い能力が考慮された



結果最低賃金の引き上げが進まないという事例があります。しかし、今や財界も賃金の引き上げが経済の好循環を生むことを重視し、賃金の引き上げを推進しています。翻って、事業者の90%以上を占める中小企業の経営状況はどうでしょうか。従前の「支払い能力」を持ち出さざるを得ない状況が改善されているとは思えません。しかし、人材確保のためにも、経営の好循環の為にも、賃金の引き上げを避けて通ることはできません。中小企業が大企業の利益を支えているといっても過言ではない日本の経営構造で、具体的で有効な中小企業支援なしには日本経済の未来はありません。中小企業が賃上げを可能にするための具体的施策を提示するよう、最賃審議会として政府に求めてください。他県では、中小企業に直接支援する施策を打ち出している事例もあります。これまでの清算主義で、賃上げをした企業に給付するのではなく、中小企業に賃上げにつながる給付を行うよう求めてください。今日本経済を支えている中小企業の支援に本腰を入れないと、中小企業は事業をたたむか、多数の低賃金労働者を発生させることになります。いずれにせよ、日本経済の発展には程遠いものになります。日本社会がアテにしている外国人労働者にも、他国はもっと賃金が高いのですから日本の低賃金は受け入れられません。労働力確保の為にも、実効性のある中小企業支援を求めます。

そして、大企業と中小企業の多重下請け構造にもメスを入れ、仕事の質・量に伴った下請け単価とすることを確立することで、中小企業の経営は正常化していけると考えます。多方面からの経済の立て直しに目を向けた最賃審議としていただくことを求めます。

経済格差の広がりはずまます拡大し、物価高騰にも追い付かない生活状況を改善するには、賃金の引き上げしかありません。賃金の基本となる最低賃金の引き上げは、経済回復のカギです。最低賃金の引き上げはひとりひとりの生活がかかった問題です。多角的に考察し、生活の改善、社会の安定を実現させる最低賃金審議会としていただくようお願いいたします。

そして、審議会が公開されず、密室審議ではないかと疑念をもたれるような現在の審議会のありかたを改善し、審議会の審議経過が県民に公開され、県民の支持を受けられるよう何らかの措置をとっていただくようお願いいたします。

以上

2025 年8月5日

静岡労働局長 國分 一行様
静岡地方最低賃金審議会 会長 畑 隆様

国鉄労働組合静岡地方本部
執行委員長 若原 淳

2025 年度静岡地方最低賃金審議にむけた意見書

今年度の静岡地方最低賃金についてご審議いただく委員の皆様にご心より敬意を表します。私たちは、JR及びJR関連会社で働く労働者で組織されている国鉄労働組合静岡地方本部です。今年度の静岡地方最低賃金額の改定にむけ、意見をのべさせていただきます。

憲法 25 条は、生存権を定めています。また、最低賃金法は、その目的で、賃金の最低額を保障し労働者の生活の安定、労働力の質的向上の確保等を定めています。

昨年、静岡県の最低賃金は 50 円上がり 1,034 円となりましたが、全国加重平均 1,055 円より低く、月額 160,270 円(7.75 時間×20 日)、年収 1,923,240 円であり、年収 200 万円以下のワーキングプア状態です。

厚生労働省が 7 月 7 日発表した 5 月の毎月勤労統計調査によると、物価変動を考慮した一人当たりの実質賃金は前年同月比 2.9%減少し、5 か月連続のマイナスとなりました。「賃金があがる国」への転換にむけ、物価高騰を上回り、生活改善が実感できるよう、最低賃金を大幅に引き上げることが喫緊の課題となっています。静岡県評が今年実施した「最低生計費試算調査」のアップデートによると、25 歳単身で月額 28 万円(税込み)・時間額 1,900 円以上(月 150 時間換算)必要との結果が出ており、1,500 円では足りない状況が示されています。いますぐ静岡県の最低賃金を 1,500 円以上にさらに 2,000 円をめざした引き上げを強く求めます。

昨年の最低賃金改定では、27 県が中央最低賃金審議会目安額を上回る結果を出し、最高額と最低額の格差が一気に 8 円縮まるなど、地域間格差の是正に対する地方の強いメッセージが示されました。最低賃金の地方間格差が労働人口の都市部集中、地域の過疎・高齢化、地域経済の疲弊、さらに、日本の低賃金の温床にもなっています。最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度を実現することを強く求めます。

また、静岡地方最低賃金審議会においては、最低賃金審議会および専門部会の審議で、意見陳述を実施し、より広範な労働者の意見を聴取し、審議に反映させること。審議会をすべて公開とすること。また、審議会答申には、結論のみで根拠・理由等が記載されておらず、最賃法9条のいわゆる3要素を考慮して決められたのかもわからない。労働局長は審議会に審議経過とともに答申の額の根拠・理由の記載を求めること。そもそも中央最低賃金審議会運営規程では「会議は原則公開」とされており、静岡においても審議の経過とともに答申の根拠・理由を記載することを強く求めます。

石破首相は、最低賃金について「2020 年代に全国平均時給 1500 円」を政府目標に示しました。目標実現のためには政府による中小企業支援強化が欠かせません。政府として最低賃金(賃金)の引き上げをかけるならば、中小企業・小規模事業者に対し、社会保険料(事業主負担)減免や賃金引き上げ分の直接補助を実施する事を国に求めることを強く求めます。

「8 時間働いたらまともに暮らせる賃金」を早期に実現し、誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざし、地域経済の発展・活性化のために積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくようお願いいたします。

以 上



2025 年8月5日

静岡労働局長 國分 一行様
静岡地方最低賃金審議会 会長 畑 隆様

国鉄労働組合静岡地方本部
静岡浜松分会
執行委員長 柴田 孝

2025 年度静岡地方最低賃金審議にむけた意見書

今年度の静岡地方最低賃金についてご審議いただく委員の皆様にご心より敬意を表します。私たちは、JR及びJR関連会社で働く労働者で組織されている国鉄労働組合静岡地方本部です。今年度の静岡地方最低賃金額の改定にむけ、意見をのべさせていただきます。

憲法 25 条は、生存権を定めています。また、最低賃金法は、その目的で、賃金の最低額を保障し労働者の生活の安定、労働力の質的向上の確保等を定めています。

昨年、静岡県の最低賃金は 50 円上がり 1,034 円となりましたが、全国加重平均 1,055 円より低く、月額 160,270 円(7.75 時間×20 日)、年収 1,923,240 円であり、年収 200 万円以下のワーキングプア状態です。

厚生労働省が 7 月 7 日発表した 5 月の毎月勤労統計調査によると、物価変動を考慮した一人当たりの実質賃金は前年同月比 2.9%減少し、5 か月連続のマイナスとなりました。「賃金があがる国」への転換にむけ、物価高騰を上回り、生活改善が実感できるよう、最低賃金を大幅に引き上げることが喫緊の課題となっています。静岡県評が今年実施した「最低生計費試算調査」のアップデートによると、25 歳単身で月額 28 万円(税込み)・時間額 1,900 円以上(月 150 時間換算)必要との結果が出ており、1,500 円では足りない状況が示されています。いまず静岡県の最低賃金を 1,500 円以上にさらに 2,000 円をめざした引き上げを強く求めます。

昨年の最低賃金改定では、27 県が中央最低賃金審議会目安額を上回る結果を出し、最高額と最低額の格差が一気に 8 円縮まるなど、地域間格差の是正に対する地方の強いメッセージが示されました。最低賃金の地方間格差が労働人口の都市部集中、地域の過疎・高齢化、地域経済の疲弊、さらに、日本の低賃金の温床にもなっています。最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度を実現することを強く求めます。

また、静岡地方最低賃金審議会においては、最低賃金審議会および専門部会の審議で、意見陳述を実施し、より広範な労働者の意見を聴取し、審議に反映させること。審議会をすべて公開とすること。また、審議会答申には、結論のみで根拠・理由等が記載されておらず、最賃法9条のいわゆる3要素を考慮して決められたのかもわからない。労働局長は審議会に審議経過とともに答申の額の根拠・理由の記載を求めること。そもそも中央最低賃金審議会運営規程では「会議は原則公開」とされており、静岡においても審議の経過とともに答申の根拠・理由を記載することを強く求めます。

石破首相は、最低賃金について「2020 年代に全国平均時給 1500 円」を政府目標に示しました。目標実現のためには政府による中小企業支援強化が欠かせません。政府として最低賃金(賃金)の引き上げをかけるならば、中小企業・小規模事業者に対し、社会保険料(事業主負担)減免や賃金引き上げ分の直接補助を実施する事を国に求めることを強く求めます。

「8 時間働いたらまともに暮らせる賃金」を早期に実現し、誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざし、地域経済の発展・活性化のために積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくようお願いいたします。

以上



2025 年 8 月 8 日

静岡労働局 局長 國分 一行 様
静岡地方最低賃金審議会 会長 畑 隆 様

全日本年金者組合静岡支部
支 部 長 石 川 哲 矢

2025 年度静岡地方最低賃金審議にむけた意見書

今年度の静岡地方最低賃金についてご審議いただく委員の皆様には心より敬意を表します。私たちは、静岡市内(葵区・駿河区)の年金受給者で組織している全日本年金者組合静岡支部です。

今年度の静岡地方最低賃金額の改定にむけ、意見を述べさせていただきます。

私たちは、物価高騰に見合う年金額の改定を求めましたが、2025 年度の改定額は、実質 0.8% の減額でした。毎年の実質年金額の減額により、生活費補填のため、働かざるを得ない高齢者の就労人口は年々増加しています。就労者のうち大部分は最低賃金すれすれです。

最低賃金の大幅な引き上げを求めます。

憲法 25 条は、生存権を定めています。また、最低賃金法は、その目的で、賃金の最低額を保障し労働者の生活の安定、労働力の質的向上の確保等を定めています。

昨年、静岡県の最低賃金は 50 円上がり 1,034 円となりましたが、全国加重平均 1,055 円より低く、月額 160,270 円(7.75 時間×20 日)、年収 1,923,240 円であり、年収 200 万円以下のワーキングプア状態です。

厚生労働省が 7 月 7 日発表した 5 月の毎月勤労統計調査によると、物価変動を考慮した一人当たりの実質賃金は前年同月比 2.9% 減少し、5 か月連続のマイナスとなりました。「賃金が上がる国」への転換にむけ、物価高騰を上回り、生活改善が実感できるよう、最低賃金を大幅に引き上げることは喫緊の課題となっています。静岡県評が今年実施した「最低生計費試算調査」のアップデートによると、25 歳単身で月額 28 万円(税込み)・時間額 1,900 円以上(月 150 時間換算)必要との結果が出ており、1,500 円では足りない状況が示されています。いまず静岡県の最低賃金を 1,500 円以上にさらに 2,000 円をめざした引き上げを強く求めます。

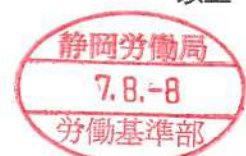
昨年の最低賃金改定では、27 県が中央最低賃金審議会目安額を上回る結果を出し、最高額と最低額の格差が一気に 8 円縮まるなど、地域間格差の是正に対する地方の強いメッセージが示されました。最低賃金の地方間格差が労働人口の都市部集中、地域の過疎・高齢化、地域経済の疲弊、さらに、日本の低賃金の温床にもなっています。最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度を実現することを強く求めます。

また、静岡地方最低賃金審議会においては、最低賃金審議会および専門部会の審議で、意見陳述を実施し、より広範な労働者の意見を聴取し、審議に反映させること。審議会をすべて公開とすること。また、審議会答申には、結論のみで根拠・理由等が記載されておらず、最賃法 9 条のいわゆる 3 要素を考慮して決められたのかもわかりません。労働局長は審議会に審議経過とともに答申の額の根拠・理由の記載を求めること。そもそも中央最低賃金審議会運営規程では「会議は原則公開」とされており、静岡においても審議の経過とともに答申の根拠・理由を記載することを強く求めます。

石破首相は、最低賃金について「2020 年代に全国平均時給 1500 円」を政府目標に示しました。目標実現のためには政府による中小企業支援強化が欠かせません。政府として最低賃金(賃金)の引き上げをかけるならば、中小企業・小規模事業者に対し、社会保険料(事業主負担)減免や賃金引き上げ分の直接補助を実施する事を国に求めることを強く求めます。

「8 時間働いたらまともに暮らせる賃金」を早期に実現し、誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざし、地域経済の発展・活性化のために積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくようお願いいたします。

以上



静岡労働局長 國分 一行 様
静岡地方最低賃金審議会 会長 畑 隆 様

2025 年 8 月 8 日
年金者組合島田支部
支部長 伊藤 浩司

2025 年度静岡地方最低賃金審議に向けた意見書

県民の生活向上に向けての「最低賃金改定」のご審議ご苦労様です。

組合員の中に学校給食の調理員をされている方が、昨年、「10 月 01 日から賃金が少し上がったよ」との話がありました。会社は、パート労働者の賃金はいつも最低賃金スレスレに設定しています。毎年最低賃金が改定される 10 月 01 日から、改定額に応じて上澄み改定の辞令を出しています。仕事柄、時間に追われる結構重労働の内容です。1 日、7 時間の勤務が終わると「疲れた疲れた」と言っています。賃金は月平均 16 万円前後です。最近の物価高の中、ボーナスも無く、休めば手取りに直結するし買い物は新聞折込の安売りチラシを利用、それとて限度があります。非正規労働者は、最低賃金の大幅な改定が頼りです。今すぐに最低でも 1,500 円を望みます。

我々年金生活者の給付額は、労働者の賃上げに左右されています。年金額の使い道は。地域のスーパーや小売店の売り上げに直結しています。最低賃金のアップが地域の経済再生に、また直結しています。

以上のように、「最低賃金額」は、全ての生活者の日々の暮らしに大きな影響を与えています。1,500 円以上を直ちに決めて下さい。

以上



2025 年 8 月 5 日

静 岡 労 働 局
局 長 國 分 一 行 様
静岡地方最低賃金審議会
会 長 畑 隆 様

静岡地区労働組合連合会
議 長 松 川 功 一 様

静岡県最低賃金の改正決定に係る意見

静岡地方最低賃金審議会委員の皆さんに対して心より敬意を表します。

私たちは静岡地域の労働組合でつくる静岡地区労働組合連合会です。

現在、静岡県の最低賃金は時給 1034 円ですが、この賃金では月額 160,270 円（7.75 時間×20 日）で手取りで月 11 万円程度にしかありません。一方、静岡市の消費物価指数は前年比で 3.2%（2025 年 4 月）上昇し、実質賃金は下がり続けています。私たちが加盟する静岡県労働組合評議会（静岡県評）が行なった最低生計費試算調査では、「普通」の暮らしをするには時間給 1,904 円（25 歳男性）の賃金が必要と試算、大幅な最低賃金引き上げは差し迫った課題です。

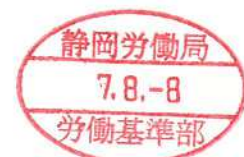
私たちは今年度の最低賃金改定で、『いますぐ静岡県の最低賃金を 1,500 円以上の引き上げ』を求めます。

27 都道府県での最低生計費試算調査で、都市と地方での生計費に差がないこと、生活のために時間給 1,600 円～1,900 円の賃金が必要だと結果が出ています。私たちは現行の都道府県別最低賃金でなく、全国一律最低賃金制度を求めています。審議会のなかで、議論・検討をして『国に対して全国一律最低賃金への最賃法改正』を求めて下さい。

最低賃金の引き上げには、国や静岡県等が中小企業予算の増額、中小企業への直接支援（助成金の支給、社会保険料の減免・軽減措置など）、公正な取引の実現、地域における有効需要の創出などがどうしても必要なことです。静岡地方最低賃金審議会のなかで、どのような支援拡充が有効か、討議を進め、最低賃金引き上げとともに『国や静岡県、市町に対し中小企業支援の拡充』を求めて下さい。

中央最低賃金審議会は、審議内容は「原則公開」としています。しかし、今年も静岡地方最低賃金審議会では、一部公開のみで全面公開がされません。『静岡地方最低賃金審議会の全面公開、審議委員の選出など透明性の確保』を審議会で改めて議論し、来年度は確実に全面公開されることを求めます。

以上



2025年8月8日

静岡労働局長 國分 一行様
静岡地方最低賃金審議会 会長 畑 隆様

静岡県西部地区労働組合連合
議長 堀内 慶一

2025年度静岡地方最低賃金審議にむけた意見書

静岡地方最低賃金についてご審議いただく委員の皆様にご心より敬意を表します。

私たちは、静岡県西部地区労働組合連合（西部地区労連）です。今年度の静岡地方最低賃金額の改定にむけ、意見をのべさせていただきます。

西部地区労連は、西部地域の労働運動のセンターとして活動しています。25 春闘では、スズキ自動車やヤマハなどの大企業は賃上げを行いました。が、中小企業で働く労働者、特に非正規労働者はその恩恵を受けていません。労働相談の件数も増えており、会社都合で突然解雇されるケースも多くなっています。外国人労働者の労働相談も多く、「日本人と外国人はそもそも違う」と会社から言われ、同一労働でも賃金格差がある状況です。

8月4日、中央最低賃金審議会にて、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申がされ、静岡県はBランク63円でした。

この63円の目安額では、依然として近隣県の神奈川県、愛知県との差は縮まることはなく、他県への人口流出に歯止めをかけることはできません。

また、物価上昇が続く中で、米などの食料、電気代・通信料などが家計に及ぼす影響は大きい。です。63円の目安額では、政府が、「2030年までに最低賃金を1500円以上にする」という公約は実現できません。

ぜひ、63円の目安額へ大幅な上積みをしていただくようお願いいたします。

静岡地方最低賃金審議会においては、最低賃金審議会および専門部会の審議で、意見陳述を実施し、より広範な労働者の意見を聞き、審議に反映させるようにしてください。

審議会をすべて公開にして、公正な審議を行うようにしてください。

また、審議会答申には、結論のみで根拠・理由等が記載されておらず、最賃法9条のいわゆる3要素を考慮して決められたのかもわかりません。労働局長は審議会に審議経過とともに答申の額の根拠・理由の記載を求めること。静岡においても審議の経過とともに答申の根拠・理由を記載することを強く求めます。

「8時間働いたらともに暮らせる賃金」を早期に実現し、誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざし、地域経済の発展・活性化のために積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくようお願いいたします。

以 上



2025 年 8 月 8 日

静岡労働局長 國分 一行様
静岡地方最低賃金審議会 会長 畑 隆様

藤枝地区労働組合センター
議長 橋本 純

2025 年度静岡地方最低賃金審議にむけた意見書

今年度の静岡地方最低賃金についてご審議いただく委員の皆様に心より敬意を表します。

私たちは、藤枝・焼津地域のローカルセンターで、藤枝地区労働組合センターです。

今年度の静岡地方最低賃金額の改定にむけ、意見をのべさせていただきます。

憲法 25 条は、生存権を定めています。また、最低賃金法は、その目的で、賃金の最低額を保障し労働者の生活の安定、労働力の質的向上の確保等を定めています。

昨年、静岡県の最低賃金は 50 円上がり 1,034 円となりましたが、全国加重平均 1,055 円より低く、月額 160,270 円（7.75 時間×20 日）、年収 1,923,240 円であり、年収 200 万円以下のワーキングプア状態です。

厚生労働省が 7 月 7 日発表した 5 月の毎月勤労統計調査によると、物価変動を考慮した一人当たりの実質賃金は前年同月比 2.9%減少し、5 か月連続のマイナスとなりました。「賃金があがる国」への転換にむけ、物価高騰を上回り、生活改善が実感できるよう、最低賃金を大幅に引き上げることは喫緊の課題となっています。静岡県評が今年実施した「最低生計費試算調査」のアップデートによると、25 歳単身で月額 28 万円（税込み）・時間額 1,900 円以上（月 150 時間換算）必要との結果が出ており、1,500 円では足りない状況が示されています。いまず静岡県の最低賃金を 1,500 円以上にさらに 2,000 円をめざした引き上げを強く求めます。

昨年の最低賃金改定では、27 県が中央最低賃金審議会目安額を上回る結果を出し、最高額と最低額の格差が一気に 8 円縮まるなど、地域間格差の是正に対する地方の強いメッセージが示されました。最低賃金の地方間格差が労働人口の都市部集中、地域の過疎・高齢化、地域経済の疲弊、さらに、日本の低賃金の温床にもなっています。最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度を実現することを強く求めます。

また、静岡地方最低賃金審議会においては、最低賃金審議会および専門部会の審議で、意見陳述を実施し、より広範な労働者の意見を聴取し、審議に反映させること。審議会をすべて公開とすること。また、審議会答申には、結論のみで根拠・理由等が記載されておらず、最賃法 9 条のいわゆる 3 要素を考慮して決められたのかもわからない。労働局長は審議会に審議経過とともに答申の額の根拠・理由の記載を求めること。そもそも中央最低賃金審議会運営規程では「会議は原則公開」とされており、静岡においても審議の経過とともに答申の根拠・理由を記載することを強く求めます。

石破首相は、最低賃金について「2020 年代に全国平均時給 1500 円」を政府目標に示しました。目標実現のためには政府による中小企業支援強化が欠かせません。政府として最低賃金（賃金）の引き上げをかけるならば、中小企業・小規模事業者に対し、社会保険料（事業主負担）減免や賃金引き上げ分の直接補助を実施する事を国に求めることを強く求めます。

「8 時間働いたらまともに暮らせる賃金」を早期に実現し、誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざし、地域経済の発展・活性化のために積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくようお願いいたします。

以 上



2025 年 8 月 8 日

静岡県労働組合評議会・パート臨時労組連

代表幹事 菊池

静岡地方最低賃金審議会会長 畑 隆 様

令和 7 年度静岡地方最低賃金審議会開催にあたって意見書

貴審議会の最低賃金審議に敬意を表します。

私たちは、20 年以上前から増加する非正規労働者の処遇改善を求め、日々運動を進めています。非正規労働者の問題は、低賃金と不安定雇用です。社会保障が後退する中で、最も弱い立場になっているのが非正規雇用労働者であるといえます。中でも賃金の低さは生存を脅かす問題につながると考え、最低賃金の引き上げは最重要課題として取り組んでまいりました。最低賃金は「働いたら暮らせる賃金」でなくてはなりません。必要なものを買うこともできず、買い控えをしなければならないような、「働いても暮らせない賃金」では労働者の労働意欲の低下をもたらし、産業効率の上昇も見込めません。社会不安も増大します。社会の安定のためにも、最低賃金の大幅引き上げは日本社会にとって最重要課題と考えます。

昨年、静岡県の最低賃金は中央最低賃金審議会の目安どおり 50 円引きあがり、時間額 1,034 円になりました。この引き上げ額は今までになく大きく、ようやく時間額 1,000 円を超えました。しかし物価高騰は、賃金の引き上げをはるかに上回り、留まるところを知らず、この引き上げでは到底追い付かない状況となり、労働者の生活は困難を極めています。中央最低賃金審議会の目安額は、全国 47 都道府県同一の 50 円でしたが、半数以上の自治体がこれを上回る引き上げを行いました。最低賃金の平均額を下回る静岡県としても、目安額に縛られることなく、県民の生活実態に鑑み、目安額以上の引き上げを行い、時間額 1,500 円以上に引き上げることを求めます。

上がり続ける物価の実態を鑑みるに、今年の最低賃金審議においてはまず、生活できる賃金を確保することを求めます。最賃決定要綱にひとつ「生計費」については、「標準生計費」ではなく「最低生計費」を用いることを求めます。静岡県労働組合評議会においては過去 2 回最低生計費試算調査を実施し、時間額 1,500 円を超えることが証明されております。その後の物価高騰を考慮し、試算し直したところ時間額 1,900 円が必要であることがわかりました。政府も

財界も経済の回復には最低賃金の大幅引き上げは必要であることを表明しています。静岡県におきましても、労働力の確保、地場産業の承継のためにも、賃金を引き上げ、事業を回していくことが必要であると考えます。

昨今の雇用状況は人手不足が顕著であり、労働力確保のために全体の賃金相場は引きあがっています。しかし、静岡県は近隣の神奈川県・愛知県に比べ最低賃金が大幅に低く、賃金全体も引きあがっていません。結果、県境では県境を越えて就労するという状況が発生しております。近隣の県に比べ賃金が低いことは、この10年改善されていない他県への労働人口の流出の原因です。静岡県の労働力確保のためにも、賃金の大幅引き上げは喫緊の課題です。賃金相場に大きな影響力を持つ最低賃金の大幅引き上げも「待ったなし」です。今年の春闘は今までにない賃上げを引き出したと言われますが、大企業での成果は、事業者の90%以上、労働者の70%以上を占める中小企業には及んでいないのが現実です。賃金相場を大きく引き上げるためにも賃金の基準となる最低賃金の大幅引き上げを求めます。

また、最低賃金引き上げの3要素のひとつである事業者の支払い能力が考慮された結果最低賃金の引き上げが進まないという実態があります。しかし、今や財界も賃金の引き上げが経済の好循環を生むことを重視し、賃金の引き上げを推進しています。翻って、事業者の90%以上を占める中小企業の経営状況はどうでしょうか。従前の「支払い能力」を持ち出さざるを得ない状況が改善されているとは思えません。しかし、人材確保のためにも、経済の好循環の為にも、賃金の引き上げを避けて通ることはできません。中小企業が大企業の利益を支えているといっても過言ではない日本の経営構造で、具体的で有効な中小企業支援なしには日本経済の未来はありません。中小企業が賃上げを可能にするための具体的施策を提示するよう、最賃審議会として政府に求めてください。他県では、中小企業に直接支援する施策を打ち出している事例もあります。これまでの清算主義で、賃上げをした企業に給付するのではなく、中小企業に賃上げにつながる給付を行うよう求めてください。今日本経済を支えている中小企業の支援に本腰を入れないと、中小企業は事業をたたむか、多数の低賃金労働者を発生させることになり、日本経済の発展には程遠いものになります。日本社会が労働力としてアテにしている外国人労働者にも、他国はもっと賃金が高いのですから日本の低賃金は受け入れられません。労働力確保の為にも、実効性のある中小企業支援を求めます。

そして、大企業と中小企業の多重下請け構造にもメスを入れ、仕事の質・量に伴った下請け単価とすることを確立することで、中小企業の経営は正常化していけると考えます。多方面からの経済の立て直しに目を向けた最賃審議とし

ていただくことを求めます。

経済格差の広がりはますます拡大し、物価高騰にも追いつかない生活状況を改善するには、賃金の引き上げしかありません。賃金の基本となる最低賃金の引き上げは、経済回復のカギです。最低賃金の引き上げはひとりひとりの生活がかかった問題です。多角的に考察し、生活の改善、社会の安定を実現させる最低賃金審議会としていただくようお願いいたします。

そして、審議会が公開されず、密室審議ではないかと疑念をもたれるような現在の審議会のありかたを改善し、審議会の審議経過が県民に公開され、県民の支持を受けられるよう何らかの措置をとっていただくようお願いいたします。

以上

2025年8月8日

静岡労働局長 様

静岡地方最低賃金審議会会長 様

新日本婦人の会静岡県本部

会長 田中嶋 直子

2025年度 静岡地方最低賃金審議会への意見書

今年度の静岡地方最低賃金についてご審議いただく委員の皆様にご心より敬意を表します。私たちは、国連NGOの女性団体、新日本婦人の会です。生活の向上や女性の権利、戦争も核兵器もないジェンダー平等の社会を願い62年間全国で活動しています。今年度の静岡地方最低賃金額の改定にむけ、意見をのべさせていただきます。

1、静岡県の最低賃金を今こそ引き上げを

昨年、静岡県の最低賃金は1034円になりました。しかし、この時間給では、通常労働者と同じ時間数働いても、月額160,270円（7.75時間×20日）、年収でも1,923,240円、200万円以下のワーキング・プアです。

静岡県は、県外への人口流出は止まっています。その要因のひとつに最低賃金の地域間格差があります。静岡県の東隣の神奈川県の最低賃金は1162円。静岡県との差は128円であり、格差が縮まりません。日額992円（7.75時間）、月額19,840円、年収では238,080円もの差となります。これでは、県内の労働者が神奈川県など首都圏へ流出して行くのも当然であり、首都圏の大学を卒業した若者が首都圏で就職し、静岡には戻ってきません。

2、女性の貧困、今こそ最低賃金の引き上げを

女性たちは、社会や職場、家庭で大きな役割を担い、シングルマザーや高齢者をはじめ、女性の貧困は深刻さを増しています。女性雇用者の半分以上が非正規です。非正規労働者が増大している日本において、最低賃金を大幅に引き上げることは命綱となります。今こそ最低賃金の大幅引き上げを、男女ともに働き続けられるように求めます。

3、今こそ最低賃金の引き上げを

米や食料品の値上がり、ガソリンや電気代など、生活のありとあらゆる分野で、歴史的な物価の高騰により、今まで以上に、消費生活に困難をきたし、多くの国民や労働者から悲鳴があがっています。消費が伸びなければ、不況を克服することはできません。日本経済の立て直しのためにも消費力を伸ばすために、今こそ最低賃金の引き上げが必須です。今すぐ、労働者の生活の安定を図るために最低賃金を1,500円以上に引き上げることをお願いします。そのために、最低賃金引き上げに欠かせない、中小企業支援策の抜本的拡充を国に求めること。最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度を実現すること。意見陳述を実施し、より広範な労働者の意見を聴取し、審議に反映させること。審議会をすべて公開することを、お願いいたします。



静岡地方最低賃金審議会への意見書

令和7年8月7日

静岡県生活と健康を守る会連合会

松内 是卓

① 現実を「受け入れる」若者たち

繁華街などで、「くらしを守ろう」と呼びかける。通り過ぎる若者は必ず「大丈夫です」が口癖。例えば40年前までは消費税もない、介護保険料もない時代。お年寄りの医療費は無料、サラリーマンの医療費も無料な時代が確かにあった、という現実を踏まれば確かに大丈夫どころか「おかしいよ」ということになる。事実をしっかり踏まえるよう昔のことを語る努力を年寄りには忘れてはいけない。

生活と健康を守る会は健康で文化的くらしを国や資本に求める団体です。会の構成員の多くは労働組合に所属していない労働者や自営業者がほとんどです。

② 新自由主義的自己責任論を受け入れられるのか？

昨年も紹介した 駿河区の51歳女性、年収170万円昇給なし、父、母、本人の3人くらし。昨年までは父が要介護状況だったが、今年5月母が脳梗塞で入院、7月末退院。まだ要介護は確認されないが、右眼が事実上失明状態のため本人勤務を変えてもらい今度は母に付き添う時間が増えた。低賃金、低年金、親2人の介護という事実、年毎に困難増。

葵区 56歳女性、生活保護受けながらクリーニング店勤務、時給上がらないばかりか、時間短縮で11万の給与が今年からは9万。ますます生活保護に頼る状況。

新自由主義的自己責任論という言葉は吉崎祥司さんが『自己責任論を乗り越える』のなかで現代日本のなかで特有の自己責任論として取り上げたものです。放置すれば皆当然と考えてしまいますか、他者を攻撃して社会不安が募ります。例えば、中小企業に直接支援を行っている県は岩手、徳島、奈良、群馬、茨城と広がっています。静岡でも国に先駆けて行えないでしょうか。権利意識が希薄な方がかえって危険な社会になると懸念するものです。

静岡市葵区柳町123番地

電話 054(254)2998

FAX 054(255)7010

